

沈黙に向き合う

沖縄戦 聞き取り47年

106

「私たち遺族は無謀なる戦争によつてそれぞれの肉親を失つたものでござります。しかも、それはおおむね特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対死ぬ境地に陥れられて、野畜ぎわまる方法を強制された殺人行為であつて、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。(中略)私はこれを考えますと、ほんとうにはらわたの底から、むくむくと熱鉄の念が燃え上がつて来るのです。しかも、それはおおむね特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対死ぬ境地に陥れられて、野畜ぎわまる方法を強制された殺人行為であつて、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。(中略)私はこれを考えますと、ほんとうにはらわたの底から、むくむくと熱鉄の念が燃え上がつて来るのです。しかし、それはおおむね特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対死ぬ境地に陥れられて、野畜ぎわまる方法を強制された殺人行為であつて、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。(中略)遺族の心境に沿ひえんではない。(中略)遺族は、國家の感謝をこそ求め、当然の補償をこそ求めておるのに、政府はこれに援護を押しつけようとしてお

り（中略）当然の補償をなすべきであると信するものでございます（以下略）」  
〔衆議院—厚生委員会公聴会、1952年3月25日〕

援護法制定時の国会で議

遺族等援護法（以後、援護法と略記）制定における、17団体が公述した。そして異

た。ときは、琉球政府創立直前、1952年3月25日、戦傷病者・戦没者

論されたことより、米国統治下の沖縄住民への援護法適用拡大について、そのあらましを読者に資料を共有しつつ、テーマの理解を深めていた。しかし、強行採決口同音に援護法ではなく、補償法にすべき主張していた。政権政党以外、すべての政党も援護法に反対していった。しかしながら、強行採決

## 歴史修正主義を正す②

遺族は「援護法」反対

# 国家の責任追及潰える

敗戦間もない日本で、戦  
争遺族の口から戦争国家の  
責任を問う、心底からの怒  
りの声がほとばしった場所  
は、国会の公聴会の場であ  
った。  
日本の大正時代に、日本は  
佐藤公述のことばは、戦  
争を生き残つたすべての遺  
族の人たちの心の奥底を明  
るみに出じたといえるだろ  
う。

**強行採決**  
公述人のひとりは、80  
万遺族を代表した日本遺  
族会の前身、日本遺族厚生  
連盟の佐藤信副代表だつ  
うべく、国家補償を厳しく  
要求したが、援護法の成立  
によつて國家の戦争責任追  
及の術は演去つた。私に  
は日本の再軍備は、この  
目的)は「この法律は、軍  
人軍属等の公務上の負傷甚  
しくは疾病又は死亡に關し、  
國家補償の精神に基く

「『軍事』が用いられ、補償ということばが一切ないことに留意したい。」  
沖縄占領統治の円滑化をはかるためか、GHQは琉球政府が創立するや、奄美

以後、日本政府の指導のもと、琉球政府に援護課が設置され、各市町村にも援護担当者がおかれ、援護業務が開始された。

「援護法」の成立が分岐点になつたと理解している。日本の国会で問題になっている「援護」ではなく、「補償」すべきという言葉の意味を、米軍占領下の沖縄で食うや食はずの状態下では、考える暇はなかつた。52年4月、創立した琉球政府のもと、立法院（現県議会に相当）の全政党・議員は、琉球遺族を後押して、援護法の琉球沖縄への適用を、ひたすら米軍に訴えている。厚生省社会

き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族援護する」と目的とする」とある。

この条文の「等」を拡大解釈して、沖縄の住民の0歳頃まで準軍属として、靖国神社に祭神として祀られている。補償法にすべきと、いう強い要求をうけ、「國家補償の精神に基き」といふ表現で、あたかも補償されないと遺族に思わずのように韓国のかたから質問をうかがるので、以下、援護法の法律案成にかかわったところ、以下、援護法の法律案成にかかわったところ、

沖縄県生活福祉部援護課  
1996年、180頁)

結年、100夏)とある。

と沖縄へ日本政府南万連絡事務所の設置を要請した（『沖縄の援護のあゆみ』（沖縄県生活福祉部援護課、1996年、186頁）。

ムニシパル・マニ

「隠貝を付けてある」と  
にしたと読める。

たが、沖縄にたいしては、  
「米国側から『日本政府ヒ  
琉球諸島における米国管理事  
務』」と題する書類を提出し、  
当局との間に相互的利害問題  
のある種々の条項（例によれば年金恩給の支払、戦没者遺骨の処理）について適切

「沖縄の行政権を持たない日本政府が、沖縄に本土法を適用できるか、うかるべきである。」(昭和二十七年六月「南万連絡事務所設置法」)を公布して、これが受けて政府は、昭和二十七年六月「南万連絡事務所設置法」を要請してきたい。

や日本政府へ要請し、憲を  
もつかむ思いだつた。それ  
ほど生活は困窮していたの  
である。それで翌53年から  
沖縄にも援護法が適用され  
ることになった。

- 援護法「援護問題監修」(戦  
傷病者戦没者遺族等援護  
法) 援護法Q&A「仕組み  
と考え方」(新日本法規、  
2000年)には、弔慰  
金、見舞金、公務扶助料、  
遺族給付金、遺族年金など

援護法の第一条（法律の目的）は「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基く」という言葉が用いられ、補償ということばが一切ないことに留意したい。

ない沖縄については、講和条約発効後に、その実施について米国政府との折衝にまつことになつた（沖縄護送族連合会編『還らぬ人とともに』若夏社、1982）（次回は15日掲載）

沖縄県遺族連合会の活動を知る会 誌表紙



1982

還らぬ人とともに

沖縄県遺族連合会三十周年記念誌

沖縄県遺族連合会の活動を知る会誌表紙